

最上消費生活センターニュース 7月号

令和3年7月1日発行

「転売ビジネス」で稼ぐつもりが… ネット広告やSNSの情報をうのみにしないで!

インターネット通販等で仕入れた商品をフリマサイト等で販売する「転売ビジネス」に関する相談が全国の消費生活センターによせられています。以下の事例やアドバイスを参考に、トラブルにならないようにしましょう。



【事例】

動画配信サイトで副業を探していたところ、転売ビジネスについて情報発信している女性を見つけた。何度かメールでのやりとりの後、電話がかかってきた。「学生でも月に40万円稼げる」「在庫を持つリスクがないので初心者でも簡単にできる」などと説明され、40万円コースに入会した。無在庫転売やサンプル品の転売だったのでフリマサイトの規約を確認したらこの転売は禁止と記載されていた。解約を申し出たが断られた。

【アドバイス】

- ☆ 「簡単に儲かる」などの広告や友人等からのうまい話をうのみにしないようにしましょう。
- ☆ 転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要と言われたら要注意です。「すぐに元が取れる」「手厚い個別サポートがある」「儲からなくても返金保証がある」などと説明されても、安易に信用してはいけません。
- ☆ 転売ビジネスでは、事業者へ支払うサポート料のほかに、商品を仕入れるための資金やフリマサイトでの手数料等のさらなる費用が必要となります。「無在庫転売」を禁止しているサイトが多くあるので注意が必要です。
- ☆ 契約の取り消しやクーリング・オフができるかもしれませんが、トラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談しましょう。



電力・ガスの契約切り替えで トラブルが増えています！



電力・ガスの小売りが全面自由化になり、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選べるようになりました。その一方で、電話勧誘や訪問販売をきっかけとした電力・ガスの契約切り替えに関するトラブルが増えています。

《 トラブルにならないために 》

- ☆ 契約切り替えの勧誘があった場合、契約先や連絡先をよく確認しましょう。
- ☆ 契約先の切り替えを検討する場合は、候補としている電力・ガス会社からプランのほか、料金の算定方法、契約期間、契約解除の違約金の有無などの条件も確認しましょう。
- ☆ 電話や訪問時に、検針票の記載情報（氏名、住所、顧客番号など）を安易に教えてはいけません。
- ☆ 電話や訪問で勧誘を受けて、契約の切り替えをした場合、原則としてクーリング・オフができます。不明な点、心配な点がありましたら、すぐに消費生活センターにご相談ください。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから
依頼書をFAXするか、まず
お電話でお問い合わせを。



7月・8月の無料法律相談会

7月 6日(火) 13:30~15:30

8月10日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。